

建設工事施工管理基準・写真管理基準（案）の改定概要

【主な改定点】

○建設工事施工管理基準

【今回改定なし】

○出来形管理基準

第1編 共通編

第2章 土工

第3節 河川土工・砂防土工

2-3-2 掘削工（面管理の場合）

- ・法面（軟岩Ⅰ）の規格値を追加

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第3節 共通的工種

1-3-6 小型標識工

- ・「基礎」の測定基準に、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。」を追加

1-3-7 防護柵工

- ・「基礎」と「パイプ取り付け高」の測定基準に、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。」を追加

1-3-8 路側防護柵工

- ・「基礎」と「パイプ取り付け高」の測定基準に、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。」を追加

1-3-10 道路附属物工

- ・「高さ」の測定基準に、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。」を追加

1-3-29 側溝工

- ・「基準高」の測定基準に、「厚さ以外測定項目については、」を追加

1-3-29 場所打水路工

- ・「基準高」「幅」「高さ」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。』を追加

- ・「延長」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理を行う場合は、延長の変化点で測定。』を追加

1-3-30 集水榦工

- ・「基準高」「幅」「高さ」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。』を追加

第4節 基礎工

1-4-4 既製杭工（既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭）

- ・測定基準に、「傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定」を追加

1-4-4 既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）

- ・測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。』を追加

1-4-5 場所打杭工

- ・測定基準に、「傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定」を追加

1-4-6 深礎工

- ・測定基準に、「傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定」を追加

第18節 床版工

1-18-2 床版工・横組工

- ・「有効高さ」を示す図を追加

第4編 河川編

第7章 床止め・床固め

第4節 床止め工

7-4-6 本体工（床固め本体工）

- ・測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。』を追加

7-4-8 水叩工

- ・測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管

理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。』を追加

7-5-6 側壁工

- ・測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。』を追加

第7編 道路編

第1章 道路改良

第11節 落石雪害防止工

1-11-4 落石防止網工

- ・測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。』を追加

1-11-5 落石防護柵工

- ・「高さ」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。』を追加
- ・「延長」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。』を追加

1-11-6 防雪柵工

- ・「高さ」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。』を追加
- ・「延長」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。』を追加
- ・「基礎」の測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。』を追加

第2章 舗装

第9節 標識工

2-9-4 大型標識工(標識基礎工・標識柱工)

- ・測定基準に、『「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。』を追加

○品質管理基準

1 セメント・コンクリート

材料 その他

粗骨材のすりへり試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

砂の有機不純物試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

製造（プラント）その他

計量設備の計量精度

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

施工 必須

塩化物総量規制

- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）』を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）』に修正

コンクリートの圧縮強度試験

- ・試験時期・頻度において、「または、工場出荷時に運搬車から採取した試料」を追加

1-3 プレキャストコンクリート

材料 その他

粗骨材のすりへり試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

砂の有機不純物試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

9 転圧コンクリート

製造（プラント） その他

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・試験方法において、「JIS A 8603-2」を追加
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

1 6 吹付工

製造（プラント） その他

砂の有機不純物試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・試験方法において、「JIS A 8603-2」を追加
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

施工 必須

塩化物総量規制

- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）』

を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)』に修正
コンクリートの圧縮強度試験

- ・試験方法において、「土木学会規準 JSCE-F561-2005」を「土木学会規準 JSCE-F561-2023」に修正

1 7 現場吹付法砕工

材料 その他

砂の有機不純物試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

製造 その他

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・試験方法において、「JIS A 8603-2」を追加
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

施工 必須

コンクリートの圧縮強度試験

- ・試験方法において、「土木学会規準 JSCE-F561-2013」を「土木学会規準 JSCE-F561-2023」に修正

施工 その他

塩化物総量規制

- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)』を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)』に修正

2 2 コンクリートダム

材料 その他

骨材の密度及び吸水率試験

- ・規格値において、「2013 年制定コンクリート標準示方書」を「2023 年制定コンクリー

ト標準示方書」に修正

砂の有機不純物試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

粗骨材のすりへり試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

製造（プラント） その他

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

施工 必須

塩化物総量規制

- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）』を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）』に修正

施工 その他

コンクリートのブリージング試験

- ・「ブリージング試験」を「ブリーディング試験」に修正

2 3 覆工コンクリート（N A T M）

材料 その他

粗骨材のすりへり試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

砂の有機不純物試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

製造（プラント） その他

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・試験方法において、「JIS A 8603-2」を追加
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

施工 必須

コンクリートの圧縮強度試験

- ・試験時期・頻度において、「または、工場出荷時に運搬車から採取した試料」を追加

塩化物総量規制

- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）』を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）』に修正

空気量測定

- ・摘要において、「骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。」を追加

2 4 吹付けコンクリート（N A T M）

材料 必須

練混ぜ水の水質試験

- ・試験方法において、「JIS A 5308 付属書 C」を「JIS A 5308 付属書 J C」に修正
- ・規格値において、「塩化物イオン量 200ppm」を「塩化物イオン量 200mg/L」に修正
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

製造（プラント） その他

ミキサの練混ぜ性能試験

- ・規格値において、「JIS A 8603-2」を追加
- ・試験時期・頻度において、「工事中 1 回／年以上」を「工事中 1 回以上／12 か月」に修正

施工 必須

塩化物総量規制

- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)』を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)』に修正

コンクリートの圧縮強度試験

- ・試験方法において、「土木学会規準 JSCE-F561-2013」を「土木学会規準 JSCE-F561-2023」に修正
- ・摘要において、『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)』を『「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)』に修正

吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）

- ・摘要において、「骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。」を追加

施工 その他

スランブ試験

- ・摘要において、「骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。」を追加

空気量測定

- ・摘要において、「骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。」を追加

3 9 ため池盛土工

材料 必須

- ・「土の締固め試験」、「土粒子の密度試験」、「土の粒度試験」、「土の含水比試験」、「土の液性限界・塑性限界試験」を追加

材料 その他

- ・「土の一軸圧縮試験」、「土の三軸圧縮試験」、「土の圧密試験」、「土のせん断試験」、「土の透水試験」を追加

施工 必須

- ・「現場密度の測定」、「土の含水比試験」を追加

施工 その他

- ・「現場透水試験」、「コーン指数の測定」を追加

○写真管理基準（案）

4. その他

2-4 写真の省略

- ・(2)において、「令和 3 年 4 月」を「令和 2 年 3 月」に修正

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【今回改定なし】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

第 3 編 土木工事共通編 共通の工種

- ・「3-30」の工種「現場打水路工」を「側溝工（現場打水路工）」に修正
- ・「3-31」の工種「暗渠工」を「側溝工（暗渠工）」に修正

第 3 編 土木工事共通編 共通の工種

- ・「3-67」の撮影頻度に「第 8 編 固結工事（スラリー攪拌工）編」を追加

品質管理写真撮影箇所一覧表

- ・「22 コンクリートダム(施工)」の撮影項目の「コンクリートのブリージング試験」を「コンクリートのブリーディング試験」に修正